

労務 ROAD

■雇用保険の手続きはきちんと出来ていますか？



雇用保険制度は、労働者が失業した場合や育児・介護休業を取得する際などに必要な給付を行い、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職の援助を行うことなどを目的とした、雇用に関する総合的な機能をもった保険制度です。

今回は、雇用保険の加入について、改めてご案内させていただきます。

●雇用保険の適用について

加入の対象となる労働者を1人でも雇っていれば、雇用保険加入の手続きが必要です！

雇用保険においては、労働者を雇用する事業は、その業種、規模等を問わず、すべて適用事業であり、当然に雇用保険の適用を受けます。

また、適用事業に雇用される労働者は雇用保険の被保険者となります。

(事業主は、労働保険料の納付・各種の届出等の義務を負うこととなります。)

●加入の対象となる方

1	① 期間の定めをせず雇用される場合 ② 雇用期間が31日以上である場合 ③ 雇用期間に更新規定があり、 31日未満の雇止めの明示が無い場合	両方に該当する方は、正社員・パートタイム・アルバイトの雇用形態に関わらず、すべて雇用保険の被保険者となります。
2	所定労働時間が20時間/週以上である	

●加入ができない方

- ① 事業所の役員（兼務役員は除く）
- ② 昼間学生（通信教育、夜間、定時制の学生は除く） etc

●手続きについて

事業主は、雇い入れた労働者が雇用保険の被保険者となる場合には、必ず、「資格取得届」を被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出して、その方が被保険者となったことについて公共職業安定所（ハローワーク）の長の確認を受けなければなりません。（厚生労働省より）

★高年齢被保険者について

- ・平成29年1月1日より、65歳以上の方も加入対象となりました。
- ・平成32年（2020年）4月より、4月1日時点で64歳以上の方も保険料徴収の対象となります。（予定）



加入対象になるのか、適正加入が出来ているのか等 お気軽にご相談ください。

VOL.629
(1902-1)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

12月末から開始をした、Instagramのフォロワーさんが110人を突破しました！フォローして下さっている皆様ありがとうございます。労務ROADでは配信していない内容も配信中ですので、フォローがまだの方も是非のぞいてみてください^^（君野）

SNSでもお役立ち情報
配信中です

Facebook:
河本社労士事務所

Instagram:
@ksj_koumoto

Twitter:
@ksj_koumoto

ここが重要！押さえておきたい「働き方改革」セミナー

3月6日（水）14時～16時に、弊社代表河本とIndeedさんによる働き方改革のポイントと、採用市場のトレンド・効果的な求人についての2部構成のセミナーを開催いたします。ぜひ奮ってご参加ください！

場所：大雅ビル第1会議室（大阪市中央区備後町3-6-2）※本町駅1番出口徒歩1分
参加費：一人4,000円（事前振込制）